

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付けで小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）等の公布及び施行に伴い、小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成26年5月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(写)

専 決 処 分 書

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成26年3月31日

小金井市長 稲葉孝彦

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第22条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専第2号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「施行令」とは地方税法施行令を、「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

(1) 5割減額対象世帯の拡大

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めることとした（施行令第56条の89、条例第22条）。

(2) 2割減額対象世帯の拡大

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円（改正前35万円）に引き上げることとした（施行令第56条の89、条例第22条）。

(3) その他所要の規定の整備（条例第19条）

3 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行する（付則第1項）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第19条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の3第6項</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯に属する1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア } 省略 イ } エ }</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯に属する1人に</p>	<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第19条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、その支払に係る国民健康保険税額として、<u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の3第1項</u>に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 省略 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯に属する1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア } 省略 イ } エ }</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯に属する1人に</p>	<p>5 割減額対象世帯の拡大</p>

<p>つき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア } 省略 イ } エ }</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>つき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア } 省略 イ } エ }</p> <p>2 割減額対象世帯の 拡大</p>
--	--

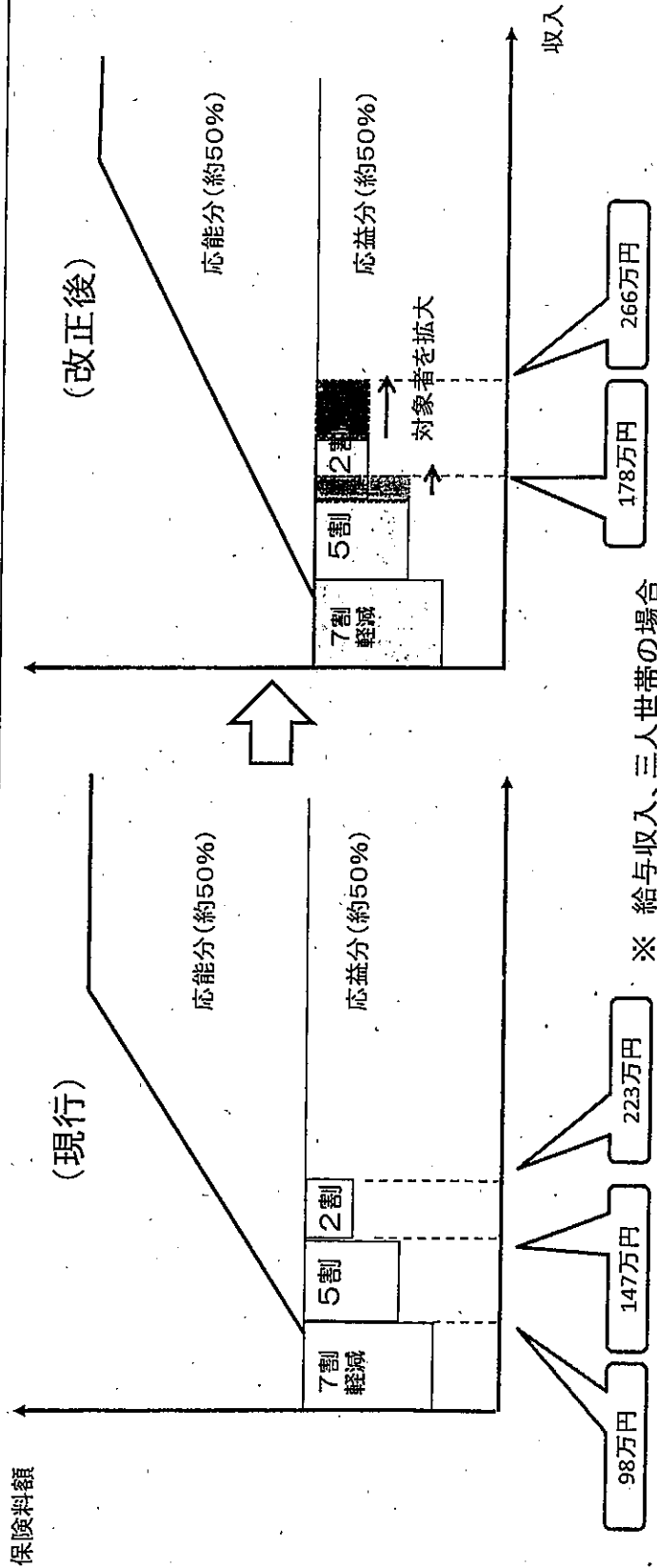
低所得者の保険料に対する財政支援の強化

(1) 保険基盤安定制度の拡充(応益割保険料の軽減対象世帯の拡大)

平成24年1月24日
第2回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議
提出資料(抜粋)

○ 低所得者に対する保険料軽減の対象世帯を拡大する。【税制抜本改革時】
《具体的な内容(案)》

- ① 2割軽減の拡大 ... 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 (現行) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数 (給与収入 約223万円、3人世帯)
 (改正後) 基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数 (給与収入 約266万円、3人世帯)
- ② 5割軽減の拡大 ... 現在、二人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。
 (現行) 基準額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 1) × 世帯主 (給与収入 約147万円、3人世帯)
 (改正後) 基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 約178万円、3人世帯)



出典：第69回社会保障審議会医療保険部会資料
(平成25年10月23日開催)

議案第36号

平成26年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)

平成26年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

平成26年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,681,745千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
- 3 歳出予算中第12款の次に次の1款を加える。
第13款 繰上充用金

平成26年5月21日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 2,726,680	千円 140,000	千円 2,866,680
	1 国民健康保険税	2,726,680	140,000	2,866,680
歳 入 合 計		10,541,745	140,000	10,681,745

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 諸 支 出 金		千円 11,581	千円 2,559	千円 14,140
	1 償還金及び還付金	11,581	2,559	14,140
12 予 備 費		61,528	△2,559	58,969
	1 予 備 費	61,528	△2,559	58,969
13 繰 上 充 用 金		0	140,000	140,000
	1 繰 上 充 用 金	0	140,000	140,000
歳 出 合 計		10,541,745	140,000	10,681,745

議案第36号資料1

平成26年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 2,726,680	千円 140,000	千円 2,866,680
	1 国民健康保険税	2,726,680	140,000	2,866,680
歳入合計		10,541,745	140,000	10,681,745

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
11 諸 支 出 金		千円 11,581	千円 2,559	千円 14,140
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	11,581	2,559	14,140
12 予 備 費		61,528	△2,559	58,969
	1 予 備 費	61,528	△2,559	58,969
13 繰 上 充 用 金		0	140,000	140,000
	1 繰 上 充 用 金	0	140,000	140,000
歳 出 合 計		10,541,745	140,000	10,681,745

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			2,559
			2,559
			△2,559
			△2,559
			140,000
			140,000
			140,000

2 歳 入

款 1 国民健康保険税

項 1 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 2,533,080	千円 136,380	千円 2,669,460	4 医療給付費分滞納繰越分	千円 78,372
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	44,567
				6 介護納付金分滞納繰越分	13,441
2 退職被保険者等国民健康保険税	193,600	3,620	197,220	4 医療給付費分滞納繰越分	2,004
				5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,017
				6 介護納付金分滞納繰越分	599

説	明	千円
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	78,372
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	44,567
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	13,441
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	2,004
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	1,017
1 滞納繰越分 (国民健康保険法第76条及び地方税法第703条の4)	(保険年金課)	599

3 歳 出

款 11 諸 支 出 金

項 1 償 還 金 及 び 還 付 金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 一般被保険者還付加算金	60	2,387	2,447			
4 退職被保険者等還付加算金	20	172	192			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,387			
2,387	23 償還金利息及び割引料	2,387	1 保険税の還付加算金に要する 経費 (保険年金課) 2,387 23 償還金利息及び割引料 (2,387) 一般被保険者に係る保険税還付加算金 2,387
172			
172	23 償還金利息及び割引料	172	1 保険税の還付加算金に要する 経費 (保険年金課) 172 23 償還金利息及び割引料 (172) 退職被保険者等に係る保険税還付加算金 172

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	61,528	△ 2,559	58,969			

		節		説	明
一般財源		区 分	金 額		
	千円		千円		千円
△	2,559				

款 13 繰上充用金

項 1 繰上充用金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	-地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰上充用金	0	140,000	140,000			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
140,000			
140,000	22 補償補填及び賠償金	140,000	1 平成25年度歳入不足額補填金 (保険年金課) 140,000 22 補償補填及び賠償金 (140,000) 平成25年度歳入不足額補填金 140,000

平成25年度 小金井市国民健康保険特別会計決算見込調書
(平成26年5月9日現在)

歳入決算見込額 10,078,750千円
 歳出決算見込額 10,218,750千円
 差引繰上充用額 △ 140,000千円

歳 入		歳 出	
科 目	予算現額 (1)	決算見込額 (2)	差引額 (2) - (1)
1 国民健康保険税	2,454,028	2,430,146	△ 23,882
2 使用料及び手数料	1	16	15
3 国庫支出金	2,095,714	2,029,113	△ 66,601
4 療養給付費等交付金	523,550	547,260	23,710
5 前期高齢者交付金	2,095,300	2,095,300	0
6 都支出金	739,037	575,975	△ 163,062
7 共同事業交付金	1,010,595	1,006,804	△ 3,791
8 財産収入	1	0	△ 1
9 繰入金	1,391,080	1,371,134	△ 19,946
10 繰越金	1	0	△ 1
11 諸収入	16,498	23,002	6,504
歳 入 合 計	10,325,805	10,078,750	△ 247,055
科 目	予算現額 (1)	決算見込額 (2)	差引額 (2) - (1)
1 総務費	169,640	162,950	△ 6,690
2 保険給付費	6,633,580	6,587,713	△ 45,867
3 後期高齢者支援金等	1,493,099	1,493,098	△ 1
4 前期高齢者納付金等	1,567	1,566	△ 1
5 老人保健拠出金	64	55	△ 9
6 介護納付金	639,162	639,162	0
7 共同事業拠出金	1,018,071	1,000,608	△ 17,463
8 保健事業費	114,260	98,288	△ 15,972
9 基金積立金	1	0	△ 1
10 公債費	65,231	65,000	△ 231
11 諸支出金	148,902	148,536	△ 366
12 予備費	20,454	0	△ 20,454
13 繰上充用金	21,774	21,774	0
歳 出 合 計	10,325,805	10,218,750	△ 107,055

単位：千円